



子育て×防犯

～子どもが安全・安心に暮らせる社会～

東京未来大学 こども心理学部 教授

出口 保 行

【プロフィール】 でぐち やすゆき

1958年横浜市生まれ。1983年東京学芸大学教育学部卒業、1985年東京学芸大学大学院教育学研究科修了。教育学修士。同年、国家公務員心理職として法務省入省。以後全国の少年鑑別所、刑務所、拘置所において、犯罪者の心理分析を行う資質鑑別に従事。その他、法務省矯正局、法務省法務大臣官房秘書課国際室、財団法人矯正協会附属中央研究所に勤務したのち、2007年法務省法務総合研究所研究部室長研究官を最後に退官すると同時に東京未来大学こども心理学部教授に着任。2013年から学部長。専門は犯罪心理学。日本犯罪心理学会理事、日本心理学諸学会連合心理学検定局常任運営委員。内閣府、法務省、警視庁等の委員・講師などを務める傍ら、足立区防犯専門アドバイザーとして、長年東京都内ワースト1であった足立区の治安を改善し、ワースト3から脱却することに貢献。近年は、マスメディア、主にテレビを通しての発言が多く、年間300本程度の報道・情報番組に出演し、犯罪分析を行っている。主要な著書：「犯罪に挑む心理学」（2012、北大路書房）、「命はどうして大切なのか」（2015、潮文社）「夢はどうしてかなわないのか」（2015、潮文社）等。

1 はじめに：我が国の犯罪情勢

子どもが安全・安心に暮らせる社会を実現するために防犯は欠かすことのできない取組みである。そんな防犯を考える際、まずは我が国の犯罪情勢を知る必要がある。図1は、第二次世界大戦後の我が国の刑法犯の認知件数の推移を見たものである（認知件数とは、犯罪の発生を警察が認知した件数をいう）。

この図からわかるとおり、刑法犯の認知件数は、1997年（平成9年）頃から急増し、2002年（平成14年）には戦後最多となった。当時の状況を政府は「犯罪多発社会」と呼んでおり、犯罪の発生に検挙が追い付かないため検挙率が大幅に低下する一方、刑務所も刑が確定した受刑者を収容しきれず、6人部屋に8人を収容してもなお収容しきれないという過剰収容状況が続いていた。

その背景には1991年（平成3年）頃に終焉を迎えたバブル経済の影響が指摘されており、バブル期の景気の良い時は犯罪者に転落しなくとも生活が成り

1

2

3

4

5

6

7

公募論文
参考資料

立っていたボーダーライン上の人が、犯罪者に転落せざるを得なくなったという経済社会の影響が大きく反映されている。

その後、我が国の治安悪化に危機感を持った政府の主導の下、警察のみならず、地方公共団体や民間組織が精力的に防犯に取り組み、現在はかなりの減少を見ている。

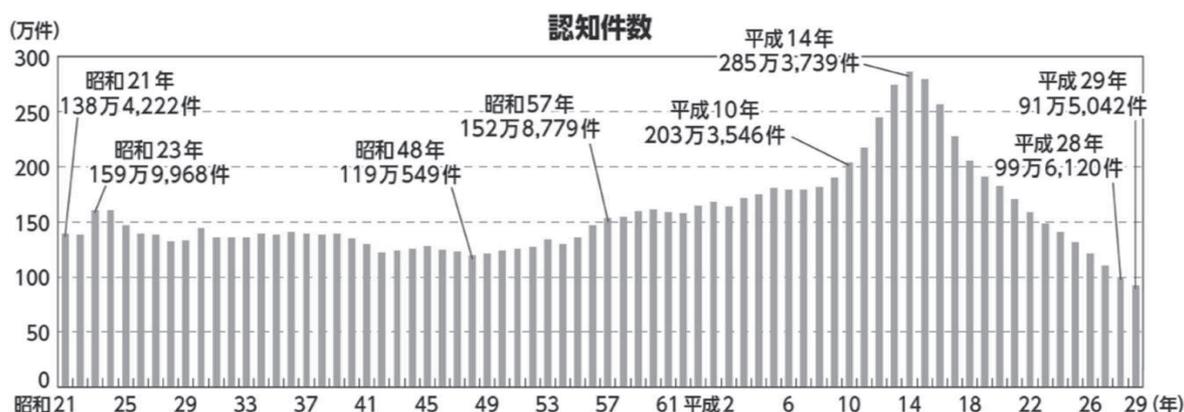


図1 刑法犯の認知件数の推移 (警察庁、2018)

しかし、このように犯罪が減少しているにもかかわらず、2017年（平成29年）の内閣府の調査によると、治安に関する国民の意識は、60%程度が「我が国の治安は悪くなった」と認識している。同じ調査から、80%程度が「日本は安心安全な国である」と認識しているにもかかわらず、漠然とした犯罪不安は根強いものと推測できる。

表1 こども（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移 (平成20～29年) (警察庁、2018)

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
子供の被害件数(件)		33,552	33,840	32,897	29,784	26,791	26,783	24,707	20,106	17,252	15,721
うち殺人		115	78	77	76	67	68	83	82	74	65
うち強盗		8	7	7	14	11	9	6	3	4	6
うち強制性交等		71	53	55	65	76	69	77	64	69	91
うち暴行		868	757	707	710	846	882	858	886	906	852
うち傷害		473	491	467	493	495	548	539	557	631	613
うち強制わいせつ		944	944	1,070	1,027	1,066	1,116	1,095	881	893	953
うち公然わいせつ		76	80	109	83	139	1,116	133	140	109	91
うち逮捕・監禁		2	7	9	7	7	9	12	10	21	10
うち略取誘拐		63	77	91	86	95	94	109	84	106	72

注：29年中の強姦を除く強制性交等の認知件数は43件であった。

次に、子どもが被害者となった事件について見ることにする。

表1は、子どもが被害にあった代表的な罪種についての2008年（平成20年）から2017年（平成29年）までの10年間の推移をみたものである。この表から、子どもの被害件数は総じて減少傾向にあるものの、暴行、強制わいせつ、略取誘拐などの犯罪被害は依然として多いことがわかる。

2 防犯の持つ意味：攻める防犯への転換

こうした犯罪情勢を背景に、現在、地域の防犯活動に課せられた課題や使命は非常に大きく、かつ難しくなっている。

そもそも我が国の防犯の枠組みの推移を見ると、図2に示した通り「公助⇒自助⇒共助」という流れが認められる。

当初の「公助」とは、防犯とはすなわち、警察や役所など主に公的機関に「守ってもらう」というものという認識、しかし、それだけでは守り切れなくなり、公助に加えて「自助」、つまり自分達のは「自分達で守る」という考え方に推移し、個人防衛の考え方も加わった。さらにそれでも守り切れないう事態になって、公助、自助に加えて、「地域と共に守る」という「共助」の体制がとられるようになってきた。

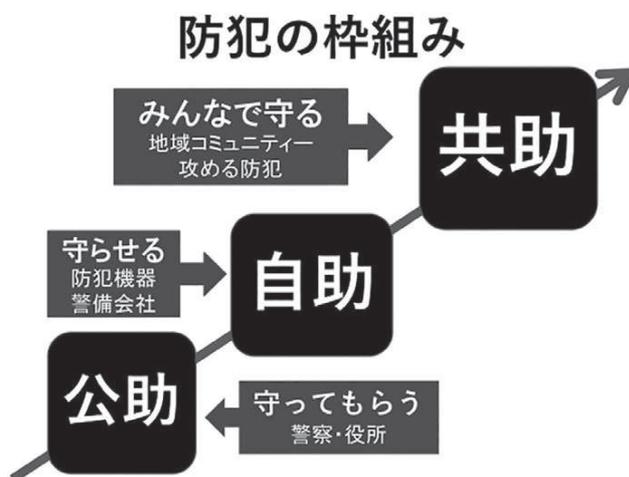


図2 我が国における防犯の枠組みの推移 (出口作図, 2019)

その共助の代表的なものが、地域で積極的に防犯活動を展開する防犯ボランティアの活動である。2019年（平成31年）3月に公表された警察庁の調査結果では、2003年（平成15年）に177,831人であった防犯ボランティアの構成員は、2018年（平成30年）には2,588,549人となり、防犯ボランティアに関する社会的気運の高まりが感じられる。

周知のとおり、我が国は、少子化に歯止めがきかず、子どもの人口は減少の一途をたどっており、その分、保護者は子どもを手厚く監護できるようにも思えるが、他方、子どもを取り巻く環境は一層厳しくなっており、上述の通り、子どもの犯罪被害も後を絶たないなど、予断を許さない状況が続いていることが、共助としての防犯ボランティア構成員数の増加につながっていると考えら

れる。

さて、こうした社会情勢や犯罪情勢を考えると、従来型の「犯罪被害から子どもを守る」というどちらかという受動的で消極的な防犯ではなく、「攻める防犯」という、積極的に犯罪者に攻め込んでいき犯行を未然に抑止するという能動的な防犯の考え方が重要になる。

この「攻める防犯」を展開していくためには、防犯ボランティアのみならず、さらに地域社会の協力体制が何より大切であり、住民が共生していくなかでの展開が求められていることは言うまでもない。

3 従来型の防犯=守る防犯

従来型の防犯は、犯罪者からの犯罪という攻撃行動を受けた際、身を守りその被害を最小限にとどめるといふ、言うなれば犯罪者の攻撃をいかにかわすかという受動的な防犯であった。

身近な例でいえば、自転車盗に備えて、自転車のロックを二重にする、あるいは、誘拐犯等の略取に備えて、防犯ブザーを携行させるなどがこの一例であろう。

しかし、こうした防犯では、犯罪者の攻撃行動があることを前提とした対処が多く、相手の攻撃が強い場合、「防ぎきれない・守りきれない」という事態が発生してしまう。もちろん、いつ犯罪被害に遭うかもしれないという危機意識を常に子どもに持たせることは非常に重要であり、家庭教育や学校教育等における安全教育の重要性は一層増しているといふことができる。

4 これからの防犯=攻める防犯

こうした従来型の防犯に対して、今後の防犯の基本的な考え方は「攻める防犯」といふ犯罪者が攻撃行動に出る前に、その行動を抑制・抑止する積極的な防犯である。図3を参照されたい。

例え犯罪者が犯罪の動機を形成したとしても、それを実行に移さない限りは犯罪が発生することはない。従来の考え方では、動機の

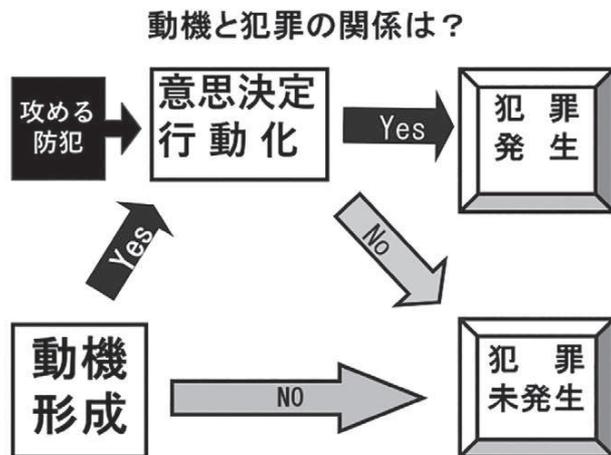


図3 動機と犯罪の関係 (出口作図、2019)



形成が即座に実行につながる、逆に言えば犯罪の動機形成を抑制・抑止することが犯罪予防のポイントであると指摘されることが多かった。

しかし、少年鑑別所・拘置所・刑務所等で1万人を超える犯罪者の資質鑑別（心理分析）を行っていた経験からすると、よほど激情にかられた前後の見境のない犯行でもない限り、動機が形成されても実行に移されることは稀であり、相当の実行条件が整わない限り行動化されないことが明らかになった。

とするならば、動機の形成された後であっても、犯罪者（この時点ではまだ犯罪者ではないが）に何らかの積極的働きかけをすることによって、犯行を抑止・抑制するという防犯理論、つまり「攻める防犯」という積極的な防犯理論を構築することは大きな意義がある。

図3を見ると、もちろん動機形成がNOであれば犯罪は起こらない。犯罪も一つの行動であるので目的に基づく動機が形成されない限り、発生することはない。

しかし、動機形成がYESであった場合、その後、犯罪の実行に向けて何十回、何百回という意思決定（行動を前に進めるかどうかという）と行動化の手順を踏むことになる。この手順の中で一度でもNOが選択されれば、犯罪は起こらない。このNOを選択させることが、まさに「攻める防犯」にほかならない。

例えば、自宅の自分の部屋に座っているときに、近所のコンビニエンスストアで万引きすることを思いついたとする（この時点で、動機は形成された）。こうした場合、今座っている椅子から立ち上がるかどうかについてもYESかNOかの判断を行い、その判断に基づいて立ち上がるかどうかという実際の行動が決まる。ましてや自分の部屋から出るか、靴を履いて玄関から外に出るかなど、すべてのタイミングで、一つ一つの行動を前に進めるかどうかの判断が伴っている。

前に進めることはすなわち犯罪の実行に近づくわけであるので、判断が非常に難しくなるし、NOが選択されやすくなる。自宅は出たものの、コンビニエンスストアに赴くまでの間に「挨拶」をされる。これだけでも犯行を思いとどまる者が多い。

挨拶をした側からすれば習慣的に、あるいは「挨拶運動の一環」として行った挨拶が、実は犯罪を企図している者にとっては非常に大きな意味を持つ。犯罪を企図している者にとっては、犯罪に向けての自分の行動を他者から知られることを極端に嫌がる。後で証拠となるからである。「挨拶をされたということは、何時何分頃、どのような風体の人間が歩いていたことを知っている人

がいる」と思う。この思いが、意思決定と行動化のある時点でNOを選択させ、そのままコンビニエンスストアで買い物をして帰ってくるということにつながる。

まさに「挨拶すること」は攻める防犯につながっているのである。

犯罪者は常に犯罪者であるわけではない。常習累犯といわれる窃盗の常習者であっても、金を出して買う時があれば、盗むときもある。つまり、一貫して犯罪者はいないのである。これを犯罪理論ではドリフト理論というが、なるべく犯罪者でない側にドリフトさせておくこと、これが攻める防犯の最も重要なポイントになる。

5 攻める防犯の背景となる原理

「攻める防犯」を考える際は、犯罪を起こそうと思っている人間が、意思決定と行動化の過程でどのような基準に基づいて判断を行っているのかを知る必要がある。

従来の犯罪に関する理論では、経済学の理論を援用し、「コスト・パフォーマンス」で犯罪を説明することが多かった。要するに、少ない労力で多くの得るものがあれば犯罪を実行するし、逆の場合は（割が合わないので）犯罪を思いとどまるという考え方である。

しかし、多くの犯罪者を心理分析してきたが、こうした「コスト・パフォーマンス」で自らの犯罪を説明した犯罪者は稀であった。では、犯罪者は、「

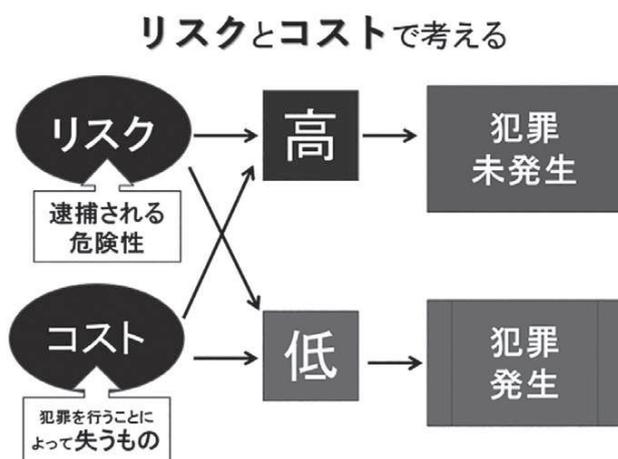


図4 リスクとコストで考える犯罪 (出口作図、2019)

コスト・パフォーマンス」ではなく、動機を形成した後、何に基づいて行動を前に進めるかどうかの判断にしているのであろうか。

彼らは「リスク」と「コスト」というものを比較考量しながら、行動化するかしないかを判断していることが多い。

図4をご覧ください。

ここでいう「リスク」とは、犯行を実行することによって検挙される危険性の高さ、「コスト」とは犯行を行うことによって失うものの大きさを指している。

つまり、図3で示した「意思決定と行動化」の過程で、この「リスク」と「コスト」に係る判断が常に行われていることになる。犯罪を行い検挙され



ば、刑罰を受けるだけでなく、社会的にも信用を失い、具体的には家族や友人を失うなどが待ち受けている。

先ほど述べたコンビニエンスストアに万引きに行こうとした際に「挨拶」されることによって、犯行を思いとどまる。まさに挨拶されたことは、そこに本人がいたことを知っている人がいることにつながる、すなわち、検挙リスクを上げるし、さらに地域コミュニティが成熟しているエリアであれば、普段世話になっている地域住民の方を裏切るというコストを意識させるのである。

したがって、この「リスク」と「コスト」の高い社会づくりが攻める防犯の求めるところである。

6 攻める防犯を現実化するために必要なこと

先ほども述べたように、「攻める防犯」では、受動的な被害者目線ではなく、加害者目線に対応して積極的・能動的な活動をすることによって、犯行を思いとどまらせることが求められている。

そのためには、防犯を行おうとする地域で起きている犯罪の動向を常に注視し、その時点での犯罪の動向や傾向を十分知らなければ効果的な「攻める防犯」はできないことになる。

出口（2008、2009、2010）は常に「犯罪の現状を知らないで効果的な防犯はできない」ということを国民に対して発信しているが、例えば以下のような質問に対する正誤を地域住民に投げかけてみるのも非常に効果的である。

問1 年少者を狙った性犯罪は、午後5時台が最も起こりやすい

問2 年少者を狙った性犯罪は、公園で最も起こりやすい

問3 年少者を狙った性犯罪の対象に最もなりやすいのは5歳未満の幼児である

回答はすべて「誤り」である。しかし、先述した出口の調査では、男女ともに60%から70%が「正しい」と回答していた。

ここで問題であるのは、一連の質問にある内容を正しいと置いていたら、それに対応する防犯はどのようになるのだろうかということである。

一連の質問は、年少者を狙った性犯罪に関するものであるが、これを正しいと置いていたら、防犯活動の展開は「夕方の公園での幼児を見守ること」に集中してしまう。しかし、正解は、問1「午後3時台」、問2「路上」、問3「7歳」である。つまり年少者を狙った性犯罪は、夕方の公園で幼児を対象に

1

2

3

4

5

6

7

行われているのではなく、小学校1・2年生の下校時に起きているのである。

記憶に新しいところでは、2018年（平成30年）5月に新潟県で発生した小学2年生の略取誘拐・殺人事件はまさにこのタイミングで行われたものである。被害児童は当日午後3時半ころに通学していた小学校を下校し、その帰宅途中に略取されその後殺害された。この通学路に一人でも見守る人が立っていたらと悔やまれる事案である。

年少者を狙った性犯罪を行うほとんどの者は、基本的に非常に小心・気弱で慎重である。したがって、かなり綿密に計画を立ててからでないと犯行実行に取り掛からない。計画を立てる際には狙いをつけた子どもの行動パターンを入念に調査し、どのタイミングで襲撃するか計画する。調査した段階と犯行実行日の行動が同じでなければ犯行は実行できないので、何度も繰り返し調査を行い、再現性の高いタイミングを割り出すのである。そう考えたときに、小学校低学年の児童はまだ学校内の各種活動等に関わっていないことが多いので、帰宅時間が一定していることが多く、シミュレーションどおりに犯行が行えるという意味で、小学校低学年の下校時が狙われやすくなるのである。

さて、こうした大人が持っている犯罪に対する誤解は、子どもに与える注意・指導にも大きく影響する。夕方の公園で犯罪が発生しているという認識を持っていれば、すなわち指導は、「夕方の公園は危ないから早く帰っていらっしやい」ということになる。もちろん夕方の公園も危険であることにはかわりはないので、この注意自体は無駄ではないが、重要なことは、子どもを性犯罪被害から守りたいのであれば、「学校帰りに気を付けて」という一言が重要である。

「攻める防犯」を行うためには、何十人もの防犯ボランティアが夕方の公園に結集するより、一人でもいいので下校時の通学路に人が立っていることの方が効果的である。犯罪を企図しようとする者に対して、防犯する側が手の内を承知しているということを知らせることが重要なのである。

7 誤解の背景にあるもの

先述した調査結果でも明らかなように、国民の犯罪に関する誤解が大きい。自分が知っていること・考えていることが真実であると思込みやすい。

例えば、同調査の中で、「少年非行は増えている」という質問に大半の回答者は「正しい」と答えている。実際は、少子化のあおりを受けて圧倒的に減少しているのが真実である。内閣府の調査においても、少年非行が減少している



という正しい認識を持っている国民はわずか数パーセントである。

ファーン・ファム（1988）はこうした現象を「しろうと理論（Lay Theories）」と呼んだ。この理論の中で、人は目の前の出来事の原因帰属の方法として、科学的根拠よりも自分の理解しやすさを優先する傾向がある（これをバーナム効果という）ことが指摘されている。

例えば、山崩れが起きた時、「山の神様が怒っている」、「お供えを上げ忘れたからだ」という理解にまったく科学的な根拠はない。科学的には「地殻変動が起きた」という地学上の説明が正しいのであるが、往々にして迷信のような解釈の方が自分的に理解しやすいとそれを信じてしまうようなところがある。

犯罪もまさにこうしたバーナム効果が発揮しやすい。

先ほどの「夕方の公園は危険がいっぱい」もこうしたバーナム効果、つまり、薄暗い公園で、犯罪者が幼児を狙っているというなんとなくイメージしやすいことが真実であるとされやすい。さらにいうと、こうした誘拐犯は、黒い洋服やコートを着ていて、サングラスもかけている…というような認識がまことしやかにあるのである。しかし、実際の誘拐犯は非常にこざっぱりとしており、見るからに怪しい風体はしていない。

犯罪についての正しい知識を持つことは、犯罪者に対して「攻める防犯」を行うための基礎である。地域によってどのような犯罪がどのようなタイミングで起きているかも異なる。攻める防犯を効果的に行うためには全国的な犯罪情勢はもちろんであるが、地域の犯罪情勢について十分知っていないと、せっかくの活動が的外れになりやすい。これは、防犯はユニバーサルなものではなく、地域によって何が有効であるかが異なるということを示している。全国共通で有効な防犯など有り得ないのである。また、地域に限定して考えても、犯罪者はすぐに検挙リスクを低減しようと犯罪行動を変化させてくるので、攻める防犯は常に新たな方策・方略を生み出していないと、あっという間に駆逐されることになる。

犯罪者は「リスク」と「コスト」を最小限に抑えようとする。したがって、計画性が高く、練りに練った方法で犯罪に挑む。半ば犯罪者との知恵比べをしながら、効果的な防犯を行うこと、これがまさに「攻める防犯」である。

8 これからの攻める防犯

地域内での防犯活動は、すべてが「攻める防犯」につながるものである。先述したように地域防犯の考え方は、そもそも公助から始まっている。つまり警

1

2

3

4

5

6

7

察や役所に「守ってもらうもの」という立場である。それが現在では「共助」という地域住民が協力して防犯活動を行うものへと変化している。その証として防犯ボランティア団体の増加や参加人員の増加などが顕著であり、まさに地域ぐるみの「攻める防犯」が展開されようとしている。

子どもや青少年の健全育成を考えると、単に被害者とならないという視点も重要であるが、「リスク」と「コスト」の観点から、加害者にもならない（させない）という視点を持つこと、これが攻める防犯の有効性や実効性につながると考えている。図5で示す通り、「攻める防犯」は被害防止であるとともに、加害者化を防止する防犯であるともいえるのである。

攻める防犯の二つの効用

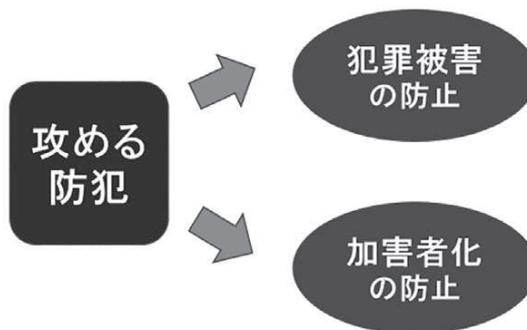


図5 攻める防犯の効用（出口作図、2019）

今後こうした「攻める防犯」が我が国に浸透し、子どもが安全・安心に暮らせる社会が形成されることを願ってやまない。

以上

【参考文献】

出口保行、犯罪認識と地域防犯に関する研究(1)、犯罪心理学研究第46巻 特別号、2008

出口保行、犯罪認識と地域防犯に関する研究(2)、犯罪心理学研究第47巻 特別号、2009

出口保行、犯罪認識と地域防犯に関する研究(3)、犯罪心理学研究第48巻 特別号、2010

出口保行、青少年支援読本、内閣府、2018

出口保行、少年非行の心理学（東京未来大学通信課程用テキスト）、東京未来大学、2018

出口保行、犯罪の心理学（東京未来大学通信課程用テキスト）、東京未来大学、2019

ファンファム、細江達郎訳、1992、しろうと理論、北大路書房

法務総合研究所、平成16年版犯罪白書、2004

法務総合研究所、平成17年版犯罪白書、2005



法務総合研究所、平成18年版犯罪白書、2006

法務総合研究所、平成29年版犯罪白書、2017

法務総合研究所、平成30年版犯罪白書、2018

警察庁、平成30年版警察白書、2018

内閣府、治安に関する世論調査、2017

1

2

3

4

5

6

7

公募論文
参考資料